

○ 国立大学法人山梨大学男女共同参画学術研究奨励賞 実施要領

制定 令和 4 年 5 月 10 日

改正 令和 5 年 1 月 11 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、国立大学法人山梨大学男女共同参画推進室要項第 11 条の規定に基づき、男女共同参画推進室(以下、「推進室」という。)の業務の一環で行う国立大学法人山梨大学男女共同参画学術研究奨励賞(以下、「本賞」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本賞は、優れた研究成果を挙げた国立大学法人山梨大学(以下、「本学」という。)の女性研究者を表彰することにより、その研究意欲を高め、もって将来の学術研究を担う優秀な女性研究者の育成及びこれによる男女共同参画の促進に資することを目的とする。

(対象)

第 3 条 表彰は、本学に所属する女性研究者(大学院生・研究員を含む。)又は本学の女性研究者を研究代表者とする研究グループで、次の各号に掲げる賞の区分に応じて行うものとする。

- (1) 優秀賞 教育研究のマネジメントにおいて優れた業績を挙げたと認められる個人、又は、学術上優れた研究成果を挙げたと認められる個人、若しくは研究グループ
 - (2) 奨励賞 40 歳未満の若手研究者又は博士取得後 8 年未満(ただし、産休・育休期間を除く。)で、優れた研究成果を上げることが期待されると認められる個人、若しくは研究グループ
- 2 前項第 1 号の個人又は研究グループの研究代表者には、大学院生及び研究員は含まない。

(候補者の募集)

第 4 条 候補者の募集は推薦によるものとする。

- 2 推薦は学域長又はセンター長(以下、「所属長」という。)が行うものとし、第 3 条に該当するものと認められる者を別紙様式により推薦する。
- 3 大学院生及び研究員については、研究指導教員から所属長への推薦を要する。
- 4 過去の受賞者については、原則、5 年間は推薦できないものとする。ただし、受賞の対象となる業績が異なる場合に限り、次年度以降本賞への推薦を認める。

(選考委員会)

第 5 条 第 3 条の対象者を選考するため、男女共同参画学術研究奨励賞選考委員会(以下、「選考委員会」という。)を置く。

- 2 選考委員会は、前条により推薦のあった者について、その業績が受賞に相応しいものに限り、毎年それぞれ 1 名又は 1 グループの授賞者を選考する。なお、相当する対象者がいない場合には、該当表彰者なしとする。

3 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事(総務・労務)
- (3) 理事(男女共同参画)
- (4) 男女共同参画推進室長
- (5) 附属病院長
- (6) 各学域長
- (7) その他、学長の指名する者 若干名

4 前項第 7 号の任期は 2 年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 選考委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

6 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。

7 議事の手続きに関し必要な事項は、委員長が定める。

(表彰)

第 6 条 受賞者には、学長が表彰状を授与する。

2 前項の表彰状授与に併せ、副賞として次の各号のとおり学術研究奨励賞手当を支給する。

- (1) 優秀賞 15 万円
- (2) 奨励賞 10 万円

(副賞の支給方法)

第 7 条 副賞は、国立大学法人山梨大学職員給与規程、国立大学法人山梨大学非常勤職員給与規程及び学術研究奨励手当支給規則の定めるところにより支給する。ただし、支給対象者が大学院生の場合は、奨学金として大学所定の期日に、受賞者の指定する金融機関の口座に入金するものとする。

(事務)

第 8 条 表彰に係る事務は、推進室が行う。

(雑則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、男女共同参画推進委員会の議を経て、男女共同参画推進室長が定める。

附 則

1. この要領は、令和 4 年 5 月 10 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
2. 第 5 条第 4 項の規定にかかわらず、この要領の施行後、同条第 3 項第 7 号の委員の最初の任期は、令和 5 年 3 月 31 日までとする。

3. 国立大学法人山梨大学男女共同参画学術研究奨励賞 実施要項(平成28年7月26日制定)は、廃止する。

附 則

1. この要領は、令和5年1月11日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、令和5年4月1日から施行する。